

第3章 人権施策基本計画

Ⅰ 横断的施策

Ⅰ-Ⅰ 人権教育・啓発の推進

現状と課題

本市では、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らしていけるまちを実現するため、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に取り組んできました。

人権問題について、理解や認識を深めるため、学校や職場、地域等での人権に関する学習の機会を充実させ、人権意識の高揚を図ることが必要です。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を引き続き行うことが重要であり、その推進には市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

そのためには、人権教育・啓発の取り組みを家庭や学校、職場、地域等、あらゆる場において推進する必要があります。

(Ⅰ) 人権教育の推進

施策の方向性

① 家庭における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を果たすことを踏まえ、「自分を大切にし、他の人も大切にできる子ども」を育てることができる家庭の養育力の向上と、子育てなどの家庭教育に対する支援の充実に努めます。	家庭支援課 こども課 学校教育課 社会教育課
2	互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。	家庭支援課 こども課 学校教育課 社会教育課

② 就学前教育及び学校教育における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	就学前においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、言葉の学習能力や子ども同士の関わりによる社会性の育成など幼児の発達の特徴を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。	学校教育課 こども課
2	人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、教職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、人権教育の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、“生きる力”を育むように努めます。	学校教育課
3	学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身につけるように努めます。	学校教育課
4	学校における人権教育の成果や課題を踏まえ、保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ります。	学校教育課
5	社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りつつ、豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる人権課題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ります。	学校教育課

③ 社会教育・地域における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	幼児から高齢者のライフサイクルに応じて、生涯学習の視点での自発的な学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関する様々な学習機会の提供に努めます。	社会教育課
2	広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題などを取り上げ、魅力的な学習プログラムの開発に努めるとともに、様々な指導者の養成と確保に努めます。	社会教育課
3	人権に関わる教育活動充実のため、資料の整理、情報収集・提供、広報活動に努めます。	社会教育課
4	広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施にあたっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。	人権推進課
5	市民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、グループや地域団体などが行う学習会・研修会に講師やアドバイザーの派遣、また、様々な人権に関する学習用教材の紹介と資料などの提供に努めます。	人権推進課
6	人権学習などの成果を地域活動などにかせるよう働きかけるとともに、地域において人権問題に携わるリーダーの育成に努めます。	人権推進課

No.	施策の内容・方向性	担当課
7	地域教育協議会として、中学校区における協議会（私たちのまちの学校園育み事業）を効果的に活用し、中学校区でのPTAや地域住民による地域教育文化づくりを推進します。	学校教育課

④ 企業（職場・職域）における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	「羽曳野市企業人権連絡会」と連携し、様々な人権課題に関する研修とともに企業におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント防止など、社員が働きやすい環境づくりに向けた社内研修などの人権教育を促進します。	産業振興課

⑤ 市民を対象とした講座の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施にあたっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。	人権推進課

⑥ 特定職業従事者に対する人権教育の推進

（ア）市職員

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権研修の実施や、各種人権講座への職員派遣を通して、人権問題に関する正しい知識・理解を得ることができるよう取り組みを進めるとともに、人権を尊重する職員を育成し、市民に信頼される市役所づくりに努めます。	人事課 人権推進課
2	市職員の人権に関する意識の状況を把握し、人権研修の充実に努めます。	人事課 人権推進課
3	個人情報の取扱い等について、情報セキュリティ研修等を実施します。	人事課 デジタル推進課

（イ）教職員・社会教育関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
4	子どもと向きあう教職員の人権感覚を磨くために、スクールコーディネーター事業を活用し、よりよい研修を積み上げていきます。	学校教育課
5	教職員、社会教育関係者（青少年指導員、PTAなど）に対して、研修会や懇談会への主体的・積極的参加を促し、差別の現状に学ぶ機会を充実することにより、人権問題の解決への確固たる姿勢を確立させ、指導力の向上に努めます。	学校教育課 社会教育課

(ウ) 保健・医療・福祉関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
6	民生委員・児童委員、ホームヘルパー、各種福祉施設の職員や市社会福祉協議会会員などに対し、人権問題についての理解や認識が深められるよう、働きかけを行います。	福祉総務課 福祉指導監査課
7	保健医療関係者に対する人権教育の促進を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、関係団体に働きかけを行います。	健康増進課

(エ) 消防関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
8	消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務であり、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められることから、引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促し、人権啓発活動への取り組みに努めます。	災害対策課 人権推進課

(オ) マスメディア関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
9	常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるよう、マスメディア関係者と連携を図ります。また、人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取り組み等の情報提供を行います。	秘書課 人権推進課

(2) 人権啓発の推進

施策の方向性

① 「人権擁護都市宣言」などの普及・啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	あらゆる機会、媒体を活用し、「人権擁護都市宣言」や「羽曳野市人権条例」の理念、内容のなお一層の普及・啓発に努めます。	人権推進課

② 人権啓発行事の開催

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	「人権週間」（12月4日～10日）にあわせて、市民フォーラム「きらはびきの」を「羽曳野市人権啓発推進協議会」と共催し、広く市民に人権啓発及び情報提供を行います。	人権推進課
2	施設見学会などの体験型・交流型・参加型の人権啓発活動を進めます。	人権推進課
3	市民セミナーの開催により、テーマ別の人権問題に対する人権啓発及び情報提供を行います。	人権推進課

③ 広報紙・啓発資料などによる人権啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権に関する啓発冊子や啓発物品を市のイベントで配布し啓発に活用します。	人権推進課
2	広報紙や市ウェブサイトを活用し、市民に対して新たな人権課題や社会的に大きな問題になっている人権問題を提示するなど人権啓発を図ります。	人権推進課
3	身元調査を目的に、戸籍や住民票の写し等を本人の知らない所で不正に取得する行為は、個人情報の不正取得に留まらず、結婚差別や就職差別等、人権侵害を引き起こす恐れがあります。引き続き、身元調査の問題に対する啓発の推進強化を図るとともに、「羽曳野市本人通知制度」の一層の周知に努め、不正請求の抑制を図ります。	人権推進課 市民課

④ 地域交流による人権啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権文化センターをはじめ市内の公共施設において、地域住民との交流を通じて、人権啓発を図ります。	こども課 福祉総務課 地域包括支援課 人権文化センター 市民協働ふれあい課 社会教育課 スポーツ振興課
2	市社会福祉協議会を事務局とし、地域住民による高齢者の見守り・会食会、声かけ活動や子育てサロンなどを市内14校区福祉委員会単位で実施する事業（小地域ネットワーク活動）を支援します。	福祉総務課
3	各種活動団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業の企画に努めます。	人権推進課

⑤ 企業における人権啓発活動の働きかけ

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	企業に対して、人権啓発の充実と雇用の均等な機会の確保を図るよう働きかけを行います。	福祉指導監査課 産業振興課

⑥ マスメディアを活用した人権啓発活動

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	マスメディアを活用した効果的な人権啓発を進めるため、新しい啓発方法の検討を行い、国や大阪府に対して啓発内容などについて要望します。	人権推進課

1-2 関係機関等との連携・協働による取り組みの推進

現状と課題

人権問題の解決は、行政のみで取り組みを進めるのではなく、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体等との連携により、人権施策を効果的に推進していくことが重要であり、そのためには、関係機関等と行政が協働して取り組むことが必要です。

人権教育・啓発推進事業は、現在その計画段階から市民や市民団体等の参加・参画により取り組みを進めており、市民の意見や要望を人権施策に反映させていくためには、市民や市民団体等が主体となって事業内容を企画し、実践していくことが求められます。

また、市民の自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、情報の共有、事業の共催等を積極的に行い、様々な人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが重要です。

近年、環境をはじめ、福祉や防災の分野でボランティアや市民活動団体等による取り組みが注目されており、人権施策の面においても重要な役割を果たすことが期待されています。

引き続き、このような各種団体等との連携を深め、相互の役割等を明らかにする中で、対等な関係を築いていくことが重要です。

施策の方向性

① 関係機関・団体と連携・協働

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子どもや高齢者、障害者など分野別の人権問題に対して、より効果的な情報収集・提供を進めるため、庁内の関係課との連携を強化します。	人権推進課
2	「羽曳野市人権啓発推進協議会」において実施される委員相互の研修や市民の研修、講演会などの開催などを支援します。	人権推進課
3	大阪府や府内の各市町村、大阪人権行政推進協議会との連携を図り、人権問題の解決のため情報交換に努めます。	人権推進課
4	多様な交流の中で、市民活動団体などの育成支援、活動の場や情報の提供などを通して、人権文化のまちづくりに努めます。	市民協働ふれあい課

② 地域活動拠点の活用

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子育て支援センターにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実を図ります。	家庭支援課
2	地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待や認知症、成年後見制度などの高齢者の尊厳の確保に向けた情報提供の充実を図ります。	地域包括支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
3	地域住民にとって身近にある公共施設において、関係各課と連携を図り人権に関する情報提供に努めます。	人権推進課 関係各課
4	市内の文化施設、コミュニティ施設、社会教育施設、社会福祉施設、スポーツ施設など様々な公共施設における市民講座や交流活動、情報提供や相談支援などを通じて、市民の人権意識の高揚や人権啓発活動を促進します。	人権推進課 関係各課
5	市内の公共施設利用者の人権に関する相談や情報提供について、公共施設管理者は市内の関係各課と連携し、対応を図ります。	人権推進課 関係各課
6	市内の公共施設において、人権に関するチラシや冊子の配架などに努め、人権に関する情報の受発信の充実をめざします。	人権推進課 関係各課
7	常に人権尊重の意識や姿勢で職務に臨むことにより、施設利用者などに対して、人権を尊重することの大切さを発信していくことができるよう、市内の公共施設に従事する職員の資質向上に努めます。	人権推進課 関係各課

1-3 相談支援体制の充実

現状と課題

虐待やDVなど、本市における人権に関わる各種相談については、各担当部署と関係機関等が連携を図りながら対応しています。

今回の調査結果では、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民は23.5%で、「うわさや他人からの悪口、陰口による名誉・信用などの侵害」（49.3%）、「パワー・ハラスメント」（39.5%）、「学校でのいじめ」（32.7%）などが上位となっており、市役所や法務局・人権擁護委員、警察などの公的機関に相談した割合は10%未満となっています。また、どの窓口にも相談をもちかけても「何も変わらない」との意見が半数以上を占め、ほとんどが解決には至らない状況となっているのが現状です。

多様化かつ複雑化する人権に関わる相談に対応するためには、関係機関との連携のもと、相談者の立場に寄り添った対応ができるよう、体制の充実や相談にあたる職員等の相談技術の向上が重要です。

施策の方向性

① 人権侵害事象への対応

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権侵害事象に対しては、関係各課、関係機関・団体などとの連携を強化し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。	人権推進課
2	人権侵害の被害を最小限に止める保護のあり方について、関係機関・団体などと連携し研究に努めます。	人権推進課

② 相談機関・窓口の連携強化

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	法務局や大阪府をはじめ専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談者の利便性の向上・充実に努めます。	人権推進課

③ 相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる課題別の人権相談については、関係各課の相談窓口でも対応し、その相談内容と対象者の属性に応じて適切な対応ができるよう、国・大阪府の関係機関との連携を強化します。	家庭支援課 障害福祉課 地域包括支援課 人権推進課 市民協働ふれあい課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	相談内容が多様化・複雑化していることから、庁内の相談窓口のある関係各課の連携を強化するとともに、相談員に対して専門分野や人権に関する研修を実施することにより、相談員の資質の向上を図ります。	家庭支援課 障害福祉課 地域包括支援課 人権推進課 市民協働ふれあい課 産業振興課
3	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、人権に関する様々な相談に市役所や法務局で対応しています。今後も市は法務局をはじめ関係各機関との連絡調整を図り、特設人権相談所を開設するなど、相談体制の充実に努めます。	人権推進課

④ 多様な人権相談の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	総合相談事業として、人権をはじめとする生活上の様々な課題や市民ニーズを発見・対応するための相談事業などを行うことにより、市民の自立支援及び福祉の向上を図ります。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課 学校教育課
2	市内を西東中の3つのエリアに分け、それぞれのエリアにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置すると同時に、エリアを横断的にかかわることのできるCSWを配置することにより、高齢者・障害者・児童、またひきこもりやニートなどの社会的援護を要する人たちの状況把握や見守りを実施するとともに、人権問題を含む各種課題の発見と専門機関との連携に努めます。	福祉総務課
3	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対して様々な相談に対応します。	家庭支援課
4	経済的な理由や育児の悩みなどで、母子生活支援施設などへの入所の必要性があると判断した場合、施設を探すとともに入所に至るまでの対応や母子の自立に向けた相談や援助を進めます。	家庭支援課